



能総第260号
令和4年2月24日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中宏和様
北大阪地域協議会
議長 橋本啓様
豊能地区協議会
議長 荒木紀久様

能勢町長 上森 一成



2022(令和4)年度 政策・制度予算に対する要請について (回答)

記

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策【7項目】

(1)就労支援施策の強化について

<継続>

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の機能強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で策定された事業計画について、コロナ禍の制限による影響で、市町村事業の取り組みが十分に行われたかどうかを検証するとともに、令和3年度実績で達成されなかった事業については取り組みを強化し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう事業を充実させること。加えて、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を展開するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を強化すること。

地域での就職氷河期世代の支援策について、関係部署や関係機関と連携し適切な支援に努めてまいります。

<継続>

②地域就労支援事業の強化について

府の主導により「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、コロナ禍において特に影響を受ける就職困難層に寄り添った手厚い事業が展開されるよう、取り組みを強化すること。また、地域で働く女性の後押しができるような施策を講じるとともに、特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充や職業能力開発支援など、総合的な施策を強化させること。

大阪府をはじめ労働関係機関との連携を図り、地域における雇用労働施策に取り組んでまいります。

<継続>

③障がい者雇用の支援強化について

本年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「常用労働者43.5人以上」に広がり、確実な対応が求められている。法定雇用率達成に向けた施策の具現化と併せて、本人の意思を尊重した合理的配慮や相談体制を充実させる施策を進めること。ま

た、中小企業における障がい者雇用の推進のため、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を強化すること。

大阪府をはじめ関係機関と連携し、適切な対応に努めてまいります。

<継続>

(2)男女共同参画社会の推進に向けて

2021年3月に策定された「**おおさか男女共同参画プラン**（2021-2025）」に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、町庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。特に、町民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、大阪府の男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

第2次能勢町男女共同参画プランに基づき、男女平等の推進に努めてまいります。また、制定してから年数が経過しているため、見直しに努めてまいります。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

働き方改革関連法に関して、本年4月より「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用され、「パワハラ防止法」についても努力義務期間を設けたうえで、2022年4月から防止措置が義務化される。中小企業は労務管理が脆弱なこともあり、支援体制を充実・強化すること。

労働法制については、労働者、企業、経済団体に十分な周知・徹底を図り、今後策定される指針についても周知・徹底を図ってまいります。

<継続>

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、外国人労働者に学習の場の提供や、既に学習支援を実施するNPO・NGOなどと連携し、事業を委託するなど予算を検討すること。

加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させるとともに、労働や生活に関する相談機能を強化すること。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、分かりやすい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。

外国人が生活・就労等に関する適切な情報に速やかに到達できるための相談体制の整備等について、地域の実情に鑑みて必要な対応を検討してまいります。

<継続>

(4)治療と職業生活の両立に向けて

新型コロナウイルスによる重症化リスクが高いとされる基礎疾患を抱えながら働く者への配慮を含め、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって悪化させること等がないよう、また、離職することなく安心して働きながら治療することができるよう関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く町民に周知すること。加えて、テレワークの普及等による新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討すること。

相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く町民に周知するため、関係機関と

連携して、適切な支援を検討してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策【8項目】

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材を改善運動のインストラクターとして養成するとともに、「改善インストラクター養成スクール」の開設に向けて関係部局と連携した支援を創設・拡充し、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

地域・地場企業の支援について、大阪府や商工会等関係機関と連携し、適切な支援に努めてまいります。

<継続>

② 若者の技能五輪への挑戦支援について

中高生からものづくりに関心が持てるような機会を与えると同時に、中小企業で働く若者が技能五輪に挑戦できるよう、当事者に対する支援を充実させること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を輩出させる中小企業に対して、直接的な助成を行うこと。

商工会等関係機関と連携し中小企業への周知や支援に努めてまいります。

<継続>

③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について

コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行するとともに、煩雑な手続きにならないよう、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度を実施すること。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど資金繰り支援策を検討し、予算措置を大阪府に求めること。

商工会と連携し中小企業の要請に応じ、必要な対策に努めてまいります。

<継続>

④ 事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の本年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、策定の意向は高まっているものの、引き続き、「BCP策定大阪府スタイル」の積極的な啓発活動に取り組むとともに、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP策定に優遇措置を与えるなど、策定率向上に向けた対策を講じること。

事業者のBCP策定については、能勢町商工会が取り組んでいる「事業継続力強化支援事業」を支援するとともに、商工会と行政が連携し啓発に取り組んでまいります。

<継続>

(2) 取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き

方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行など、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。

町内企業の大部分が小規模事業者である本町の現況に鑑み、関係法令の周知啓発を図り、遵守についても適正な指導に努めてまいります。また商工会をはじめとする関係機関と連携し相談体制の充実をめざしてまいります。

<継続>

(3)総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について

公契約において、公正労働基準の確保、企業の技術力や品質の適正な評価、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

落札の判定基準を入札価格のみとする場合のリスクは従来から指摘されているところであり、公共事業の質の確保の観点からも府内自治体の総合評価入札制度の導入動向を注視してまいります。

<継続>

(4)「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けて

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けた環境整備を進めるとともに、条例において地域における労働団体の役割・責任を明確にすること。

地域経済の現状を踏まえつつ、商工会と連携し適切に対応してまいります。

<継続>

(5)地域活性化に向けたふるさと納税の活用について

ふるさと納税は、地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であることから、より一層のアピールを強化するとともに、用途の分野については、能勢町の地域活性化に資する運用となるよう、適切な制度活用を促進すること。

本町では、町が提示する5つの事業（産業、文化観光、環境、教育、福祉）の中から、寄附者の方にその用途を選択いただける運用を行っています。今後は各事業において寄附金がどのように活用されているか等成果を明確化するとともに、ポータルサイトやSNS等により情報発信を強化することで、共感や応援による寄附を促進し、地域経済の好循環の一助となるよう努めてまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策【14項目】

<継続>

(1)地域包括ケアの推進について（★）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、町が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、新たに策定された「大阪府高齢者計画2021」の推進へ向け広く町民に示すとともに地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

地域包括ケアシステムの推進については、地域の様々な社会資源をもとに、医療介護の連携や生活支援コーディネーターによる協議体（地域コミュニティ）創りを推進することで、地域住民が世代を超えてともに支えあう地域共生社会をめざしているところです。

また、「大阪府高齢者計画 2021」ならびに「第 8 期能勢町高齢者保健福祉計画・能勢町介護保険事業計画」の推進に努めるとともに、機会を捉え、地域包括ケアシステムに関する情報発信に努めてまいります。

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

町民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度改定すること。また、AYA 世代におけるがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第 3 期大阪府がん対策推進計画」の推進に向け町としての取り組みを強化すること。進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を町民により広く PR する取り組みを行うこと。

本町では、コロナ禍でも健康診査やがん検診の受診しやすい環境を整えるため、受診機会の拡充を図ることで受診率向上に努めています。また、保健福祉センターの窓口などで「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」の PR を行っています。健康教室や講座等については、広報紙やホームページ、新聞折込等で PR を行うなど、引き続き情報提供に努めてまいります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続>

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024 年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。安全で質の高い医療・看護を提供するとともに緊急事態を想定した医療人材の確保へ向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

職員の職業生活と家庭生活との両立が図れるよう適切な勤務環境の整備に努めてまいります。また、スキル向上のための研修にも積極的に参加できるよう配慮してまいります。潜在医療従事者が本格的に復職できる仕組みについては医療機関と連携を取り、整備に努めてまいります。

<継続>

② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児を理由に離職した女性医師の復職支援研修など効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、医療分野における地域間格差の解消へ向け地域の医療ニーズや人口構造の変化二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病

床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

本町内には、国民健康保険診療所を含む4医療機関において、地域医療に取り組んでいます。近隣市町村との連携により地域の医療体制の整備に引き続き努めてまいります。

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。また、介護職場における労働環境の改善へ向け見守りシステムなどのIT導入にかかる費用に対する補助を行うとともに、介護業界と連携しイメージアップへ向けた取り組みを行うこと。

本町では介護サービス事業所の連携を図るため「介護保険事業所連絡会」を設置しており、地域包括支援センターと相互に連携、協力を行いつつ、ICTを用いた多職種連携情報システムを運用するなど事業所の業務効率化（負担軽減）に努めているところです。また、職場の労働環境改善のため、必要経費に対する支援を行うとともに、介護人材の確保に向けた施策については「北摂地域介護人材確保会議」に参画し、関係機関と情報交換を行い、検討を進めてまいります。また、地域ケア会議の事例検討会を活用して、資質の向上を図っており、引き続き必要な支援に努めてまいります。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則した、身近な範囲で一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう取り組むこと。また、家族の介護や家事に追われ十分な学校生活を送ることができないヤングケアラーを確実に支援するため、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。さらには、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

本町では、地域包括支援センターを町直営（1ヶ所）で設置し、高齢者に総合的、包括的な支援を行うため必要とする人材の確保、対策に努めているところです。また、認知症カフェ、地域での「いきいき百歳体操」など住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう引き続き必要となる支援策を講じてまいります。相談内容も多様化・複雑化する中、社会福祉協議会など地域の様々な社会資源とのネットワークを構築するとともに、各分野の担当機関が課題を共有し、高齢者やその家族を効果的に支える体制づくりを進めていきます。また、引き続き、地域包括支援センターが行っている各種取組について積極的な周知に取り組めます。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。加えて、待機児童の減少へ向けた必要な取り組みの支援を大阪府に求めること。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。

本町は、少子高齢化により人口が減少しているため、待機児童がいない現状です。したがって、現在の公立保育所（1ヶ所）、私立認定こども園（1ヶ所）の運営と支援に努めてまいります。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた独自の助成金の創設や、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施へ向け取り組むこと。

保育指針や教育要領に基づき、人材育成をはじめとする保育の質の確保に努めており、現行の公立保育所（1ヶ所）、私立認定こども園（1ヶ所）、放課後児童クラブ（公設公営（1ヶ所））について引き続き本町の実情を踏まえ適切な対応を行ってまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。加えて保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

公立保育所（1ヶ所）、私立認定こども園（1ヶ所）において「体調不良時型病児保育」を実施しており、本町の実情を踏まえた保育ニーズに適切に対応してまいります。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等町による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

本町の実情を踏まえ保育ニーズに適切に対応してまいります。

<継続>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」の推進に向け町における取り組みを強化すること。困窮家庭における相談窓口を一本化することにより必要な支援が確実に享受できる体制

の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間における相談体制を充実させること。さらには、行政手続きの簡素化をおこなうこと。また、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として、地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、「子ども食堂」への支援を強力に行うこと。また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。

本町の貧困対策の実態調査を踏まえ、大阪府の交付金などを活用して子どもの居場所づくりの取組を行っているところです。学校、社会福祉施設での居場所づくり事業の展開を通じて、支援に努めてまいります。

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、町民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

本町では、児童の健全な育成に資するため、平成29年度に要保護児童対策地域協議会を包含する「子どもの未来応援センター（子育て世代包括支援センター機能+子ども家庭総合支援拠点機能）」を設置し、事案発生時の未然防止に努めているところです。

また、虐待防止などの見守りについては、「教育と福祉の連携」によるSSW、SCなどの配置に加え、家庭教育支援員の訪問などをおこなっており、引き続き支援を講じてまいります。

<継続>

⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子どもの救急医療体制を整えること。

町内には小児科専門の救急病院はありませんが、近隣市町と協定を結び、豊能広域こども急病センターを開設しています。引き続き休日、夜間の診療も受けられるよう小児科の救急医療体制を整えてまいります。

<新規>

(6)自殺念慮者に対する相談体制の強化について

相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

こころの悩みを抱えている方に、大阪府の「こころの相談」などの専門機関、民間団体の相談機関などの広報、周知に努め、自殺予防週間の啓発などを行ってまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策【8項目】

<継続>

(1)指導体制を強化した教育の確保と資質向上について (★)

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、21 年度から試験的に実施している事前任用を中学校等へも広げるなど、課題解決をはかるとともに、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を早期に配置すること。

国の配置基準による教職員確保に加え、少人数学級等の加配措置等を活用しつつ学びの質の向上を図るとともに、教職員の勤務時間の適正管理に努めます。また学校への SC 及び SSW の配置を継続してまいります。

<継続>

(2)奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を国に対して求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに町独自の返済支援制度を検討すること。さらには、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

本町の進路相談窓口や奨学資金制度につきましては、引き続き広報などを通じて周知を行い、多くの生徒の進路実現に向けて支援に努めてまいります。また、コロナ禍に限らず生活困窮者に対しては、その経済状況を踏まえ、対応を検討してまいります。

(3)人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていないことから、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知をおこなうこと。

広報誌やホームページ、講演会等を通じてヘイトスピーチ解消法の周知や人権意識の向上を図り、差別的言動の解消に向けて適切に対応してまいります。

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT 等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOG I（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・町民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。合わせて 2017 年 3 月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の推進を図ること。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、本町においても条例設置をめざすこと。

性的少数者等に対する人権問題について、イベントや広報誌等での啓発を引き続き行いその理解を深めるための取り組みに努めてまいります。また、行政施設においても、その

環境整備に努めてまいります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないように企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について町民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

公正な採用選考の考え方や就職差別の実態、差別につながるおそれのある事例を広く周知し、無知や無関心による差別を助長しないよう、住民及び企業等への正しい理解及び適切な指導に努めるとともに、引き続き部落差別解消法の啓発を行ってまいります。

<新規>

(4)財政状況の健全化について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などによって、町の財政状況が住民サービスに影響を与えるような事態に陥っていないか財政状況を明らかにするとともに、大阪府に対して必要な財政支援を強力に求めること。

町の財政状況については、年2回、財政収支見通しを作成し、議会をはじめ、ホームページ等を通じて広く住民周知に努めております。

また新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ住民サービスを維持し、必要に応じて国府と連携し財政需要に適切に対応してまいります。

<新規>

(5)行政におけるデジタル化の推進について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって支援の迅速化が求められていることから、行政によるデジタル化の推進を強力に推し進める事により、手続きの簡素化や迅速化を図るデジタルセーフティネットの構築を目指すこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。さらには、行政が主催する会議体については、参集と併用してオンラインによる参加を可能とする体制を整備すること。

本町では全庁的なDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進すべく、能勢町DX推進委員会を整備したところです。デジタル技術やデータを活用して業務のDX化を検討し、住民の利便性向上および行政機能の強化に取り組んでまいります。

<継続>

(6)投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

現在、本町では期日前投票所を1か所、当日投票所を6か所設けており、有権者にとつ

て利便性が高く、また安心して投票ができる環境づくりに努めています。引き続き選挙の公正を確保しながら有権者がより投票しやすい環境を整備するため、現在の実情を分析し、時代や環境の変化に応じた方策の検討を進めてまいります。

5. 環境・食料・消費者施策【6項目】

<継続>

(1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて(★)

食品ロス削減にむけて「大阪府食品ロス削減推進計画」を広く市民へ周知いただくとともに、「**おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度**」による「**パートナーシップ事業者**」を拡大していくため、**外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと**。また、町民に対し「**食べ残しゼロ**」を目的にした「**3010運動**」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「**食べきり**」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「**持ち帰り**」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

本町には飲食を提供する店舗等が少ないことから、住民個々が家庭で実践できる食品ロス削減も含めた生ごみ減量化対策について優先して周知・啓発しているところです。今後も減量化対策への取組や補助制度について、効果的な周知・啓発に努めてまいります。

<継続>

(2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「**食品ロス削減推進法**」に則り、**フードバンク**に対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍における**フードバンク活動団体**が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

本町では食品等を扱う大規模小売店舗がないため**フードバンク団体等**に対し他団体と連携を図った具体的な取組や支援が困難であることから、関係機関等と連携し**フードバンク活動**に対する周知や啓発、情報提供等に努めてまいります。

<継続>

(3)消費者教育としての悪質クレーム(カスタマーハラスメント)対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(**カスタマーハラスメント**)の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、町独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

大阪府をはじめ関係機関等と連携し、悪質クレーム対策として消費者教育や啓発活動について取り組んでまいります。

<継続>

(4)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生してお

り、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

特殊詐欺被害の未然防止対策については、引き続き広報誌やホームページなどを通じて、被害の現状や新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺等の新たな手口、また、自動通話録音機等の紹介などの情報提供を行い、特殊詐欺被害の未然防止対策の啓発に努めてまいります。

<新規>

(5)「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」が進むよう取り組むこと。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、町民・事業者への周知を行うこと。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

本町では、2021年3月にゼロカーボンタウンの宣言を行うとともに、同年同月に策定した「能勢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、2030年までの目標達成に向けた重点施策について順次取り組んでまいります。

<新規>

(6)再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

本町では、再生可能エネルギーの導入にあたっては、自然や景観を保護しつつ効率的な配置を行うための促進エリアの設置を検討し、導入に向けた地域住民の理解醸成や合意形成を図ってまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策【7項目】

<継続>

(1)キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険カ所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険カ所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスも行う事。

保育所等が行う散歩等の園外活動の安全確保に向けたキッズゾーン創設については、昨

年度におきまして、保育担当部局より町内各保育施設へキッズゾーン候補箇所を確認協議しましたが、キッズゾーン設置基準から早急に整備を要する箇所がなかったため、現在のところキッズゾーン創出の予定はありません。

しかしながら、子どもが被害者となる交通事故が度々発生していることを踏まえ、これまで小中学校の通学路の安全確保に向けた取組みの推進に資するため策定した通学路安全プログラムに規定する「通学路安全推進会議」の体制を活用し、未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全確保についても継続的に検討協議できる体制構築をめざし、関係部署等との調整により、令和3年度より保育担当部局が上記会議に参加しております。

また、令和元年度に未就学児の移動経路への対策検討をはかるため実施した緊急安全点検において対策必要箇所として挙げられた各所の対策は、令和2年度中にその対策が完了しました。

今後も保育担当部局等との連携により、保育施設等周辺道路におけるキッズゾーンの設置や運転手への注意喚起等の広報活動について、検討してまいります。

<継続>

(2)防災・減災対策の充実・徹底について(★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、町民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと

ハザードマップについては、地域(旧5小学校区)ごとに作成し、全戸配布しています。また、住民の災害対策について啓発を行うため、ハザードマップの裏面には防災マニュアルを掲載しています。近年は、自主防災組織の取組として地域の公民館を一時避難所として開設するなど、多くの住民が自主的に避難活動されるなど防災意識も高まりつつあります。行政としては、自主避難所に必要な物資の配布や地域の自主防災組織設置のための資機材購入費の助成制度を構築しています。

「避難行動要支援者名簿」については、3年ごとに更新しており、自治会長、民生児童委員、消防団等で情報共有しています。

今後とも助け合い活動や防災訓練の推進に加え、各種計画にも新型コロナウイルス感染対策に対応するよう努めてまいります。

<継続>

(3)地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、

災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

震災発生時は、公共交通機関の麻痺や土砂崩れ等による道路交通網への影響が懸念されるため、大規模災害に備え、近隣市町と災害協定を締結しており、近隣市町と毎年、合同防災訓練を開催し、連携を強化しています。

また、各地域での防災訓練や自主防災組織の設置に取り組むなど、災害への対策を強化しているところです。

(4)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

平成30年の西日本豪雨や台風では、本町においても大きな被害が多数発生しました。災害の未然防止の観点からも、町が管理する河川や道路などにおける危険箇所への対策を順次行ってまいります。

また、ハザードマップについては、水防法改正に伴い浸水想定区域が変更されたことから現在、更新作業中であり、完成後は周知・広報を行い住民の防災意識の向上に努めてまいります。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、町民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては町民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

大規模な自然災害発生時において、住民の安全確保の観点から、情報提供の徹底、地域との連携を強化するとともに、コロナ禍における必要な避難所対応等を行い、被害を最小限に抑えるよう努めてまいります。

<継続>

(5)交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

本町では、令和2年度に能勢町地域公共交通会議を立ち上げ、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて検討を行っております。具体的には、路線バスが運行していない地域などを対象に、乗合タクシーの実証運行を令和4年7月に開始を予定しています。

また、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」については、本町では具体的な事業はありませんが、必要な対応を検討してまいります。

<継続>

(6)持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

給水需要減に伴う給水収益の減少など本町水道事業は、経営的に厳しい事業運営を強いられている状況にあり、施設更新や耐震化などの課題に取り組まなければなりません。単独での水道事業運営は、ますます困難な状況となっています。

このようなことから、将来において適切な料金、安心安定給水への持続可能な水道事業実現に向けた取り組みが必要なことから、令和6年度に大阪広域水道企業団と水道事業統合を行うものです。また併せて豊能水道センターとの会計統合に向け取り組んでいるところです。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策【11項目】

(1)感染拡大防止に向けた対策強化について（★）

<継続>

①医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐える医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。

本町の国民健康保険診療所は無床診療所であることから重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れの体制整備の難しさはあるが、新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないためにも感染防止対策を整えながら、必要な医療が提供できるよう努めてまいります。

<継続>

②感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。

感染者の対応が必要となった場合には、即座に対応できるよう消毒液、マスク、防護服等の物資の整備を行う等、感染対策に努めてまいります。

<継続>

③PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実にを行うこと。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。

新型コロナウイルスのPCR検査等については、本町の国民健康保険診療所においても検査体制を拡充し、迅速に実施できる体制の整備に取り組んでまいります。また、感染拡大を未然に防ぐためにも大阪府と連携し、必要な方が検査を受けられるよう体制を整えてまいります。

<新規>

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

感染防止のための支援拡充につきましては、関係機関と連携し、事業所に対する相談窓口の設置等の体制整備に努めてまいります。

<新規>

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、町民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮するために、本町では、広報紙やホームページ、新聞折込等でPRを行うなど、引き続き情報発信を適切に努めてまいります。

<新規>

⑥ワクチン接種体制の強化について

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるよう、必要な支援を大阪府へ求めるとともに、国に対して計画通りのワクチン供給ができるよう連携を強化すること。また、副反応情報などの確実な情報収集と町民に対する正確な情報提供を行うこと。

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行うことができるよう、大阪府・国への連携に努めるとともに、正確な情報収集等に引き続き努めてまいります。

<継続>

⑦感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く町民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く町民に対する啓発活動を行うこと。

町や府、国が提供する正確な情報を入手し人権に配慮した適切で冷静な行動を取るよう町民や企業にホームページや広報誌等で周知し、根拠のない情報や誤った情報による不当な差別、偏見、いじめや誹謗中傷等の人権侵害が発生しないよう努めます。

(2)新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について (★)

<新規>

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

雇用調整助成金特例措置の継続や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金につきましては、関係機関と連携しながら、適切に対応してまいります。

<新規>

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

各種支援制度の支給迅速化については、関係機関と連携しながら体制の整備に努めてまいります。

<新規>

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向け取り組むこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることをないように手続きを簡素化すること。

大阪府の生活困窮に係る取組について、本町として広報に努めているところです。引き続き事業の周知を図ってまいります。

<新規>

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

事業所支援の拡充につきましては、引き続き国に新たな支援制度や補助金の創設などを働きかけるなど、適切に対応してまいります。
--